

議 案 目 録

令和4年(2022年)11月28日

番 号	件 名
議案第 90 号	令和4年度(2022年度)彦根市一般会計補正予算(第10号)
議案第 91 号	令和4年度(2022年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 92 号	令和4年度(2022年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 93 号	令和4年度(2022年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 94 号	令和4年度(2022年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 95 号	令和4年度(2022年度)彦根市病院事業会計補正予算(第4号)
議案第 96 号	令和4年度(2022年度)彦根市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第 97 号	令和4年度(2022年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 98 号	彦根市稲枝駅西側地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案
議案第 99 号	彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例案
議案第 100 号	彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 101 号	彦根市職員定数条例の一部を改正する条例案
議案第 102 号	彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案
議案第 103 号	彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 104 号	彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 105 号	彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 106 号	彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 107 号	彦根市公園条例の一部を改正する条例案
議案第 108 号	彦根市荒神山自然の家の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 109 号	彦根市ふたばデイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

議案第 110 号	彦根市中老人福祉センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 111 号	いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、大手前駐車場、本町駐車場、松原水泳場駐車場および京橋口駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 112 号	損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて
報告第 28 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 29 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 30 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 31 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 32 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 33 号	損害賠償の額の決定について
報告第 34 号	損害賠償の額の決定について
報告第 35 号	訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて
報告第 36 号	訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて
報告第 37 号	訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

議案第 98 号

彦根市稲枝駅西側地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市稲枝駅西側地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 1 項の規定により告示された稲枝駅西側地区地区計画の区域のうち、同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号の規定により定められた稲枝駅西側地区地区整備計画の区域(以下「地区整備計画区域」という。)内における建築物に関する制限を定めることにより、地区整備計画区域における適正な都市機能および健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法および建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)において使用する用語の例による。

(地区整備計画区域の区分)

第 3 条 地区整備計画区域は、住まいのエリアと集いのエリアの 2 地区に区分する。

(建築物の用途の制限)

第 4 条 住まいのエリアにおいては、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

- (1) 一戸建ての専用住宅または兼用住宅(延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートル以下のものに限る。)
- (2) 集会所その他の住民の自治活動の用に供する建築物
- (3) 住まいのエリアの地区内における宅地の造成または建築物の建築、これらの販売等を目

的とした仮設建築物

2 集いのエリアにおいては、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(1) 物品販売業を営む店舗(次に掲げるものを除く。)

ア 専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行う店舗

イ 一団の土地の区域内における床面積の合計が 10,000 平方メートルを超える店舗

(2) 都市計画法第 34 条第 1 号に規定する建築物(修理業を営むことを目的とする建築物および給油所を除く。)で、市が別に定める制限の基準の範囲内のもの

(建築物の容積率の最高限度)

第 5 条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、住まいのエリアにあっては 10 分の 10 以下、集いのエリアにあっては 10 分の 20 以下でなければならない。

(建築物の建蔽率の最高限度)

第 6 条 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10 分の 6 以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第 7 条 住まいのエリアにおいては、建築物(ごみ集積所その他の住民の自治活動の用に供する建築物を除く。)の敷地面積は、200 平方メートル(隅切りをした敷地は、180 平方メートル)以上でなければならない。

2 集いのエリアにおいては、建築物の敷地面積は、500 平方メートル以上でなければならない。

3 前 2 項の規定は、これらの項の規定の施行または適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地でこれらの項の規定に適合しないものまたは現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこれらの項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前 2 項の規定の改正後のこれらの項の規定の施行または適用の際、当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物の敷地または所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこれらの項の規定に相当する従前の規定に違反することとなる土地

(2) 前 2 項の規定に適合するに至った建築物の敷地または所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこれらの項の規定に適合するに至った土地

(壁面の位置の制限)

第 8 条 住まいのエリアにおいては、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から、道路境界線

までの距離は2.0メートル以上、隣地境界線までの距離は1.0メートル以上でなければならない。ただし、次に該当する物置、車庫等については、この限りでない。

(1) 高さ2.3メートル以下かつ床面積5.0平方メートル以下のもの

(2) 壁面のない簡易なもの

2 集いのエリアにおいては、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、2.0メートル以上でなければならない。

(建築物の高さの最高限度)

第9条 建築物の高さは、前面道路(前面道路が2以上ある場合は、そのうち敷地の地盤面に高さが最も近似するもの)の路面の中心から10メートル以下でなければならない。

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置)

第10条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における第4条および第7条から前条までの規定については、その敷地面積の過半が地区整備計画区域内に属するときは、その建築物または敷地の全部に適用する。

2 建築物の敷地が住まいのエリアおよび集いのエリアの2地区にわたる場合における第4条および第7条の規定については、その敷地面積の過半が地区整備計画区域内に属するときは、当該敷地面積の過半の属する割合が最大の地区の制限を当該建築物またはその敷地の全部に適用する。

3 建築物の敷地が住まいのエリアおよび集いのエリアの2地区にわたる場合における第8条の規定については、その建築物の部分の属する地区の制限を当該建築物またはその敷地の部分に適用する。

4 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外または住まいのエリアおよび集いのエリアの2地区にわたる場合においては、第5条の規定による制限をそれぞれの地区の法第52条第1項の規定による建築物の容積率の限度とみなして、同条第7項の規定を適用する。

5 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合においては、第6条の規定による制限を地区整備計画区域の法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、同条第2項の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第11条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる基準に適合して増築、改築、大規模の修繕または大規模の模様替え(以下この項において「増築等」という。)をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(1) 増築等が基準時(法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定(同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築等後における延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)および建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)が基準時における敷地面積に対してそれぞれ第5条および第6条の規定に適合すること。

(2) 増築等後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築等後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により第5条、第6条、第8条または第9条の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第5条、第6条、第8条または第9条の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物等の特例)

第12条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上または構造上やむを得ないと認めて許可したものおよびその敷地については、適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合は、あらかじめ彦根市都市計画審議会に諮問しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第5条から第9条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、または設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第7条の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者または占有者

(4) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者または占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであ

るときは、当該設計者または工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

(両罰規定)

第 15 条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、令和 5 年 1 月 6 日から施行する。

議案第 99 号

彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例

彦根市事務分掌条例(昭和 45 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号中「文化スポーツ部」を「スポーツ部」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同条第 4 号中イを削り、ウをイとし、エからキまでをウからカまでとし、同条中第 9 号および第 10 号を削り、第 11 号を第 13 号とし、同条第 8 号中イを削り、ウをイとし、同号を同条第 10 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(11) 建設部

- ア 道路および河川に関する事。
- イ 市街地整備に関する事。
- ウ 建築に関する事。

(12) 都市政策部

- ア 都市計画に関する事。
- イ 開発調整に関する事。
- ウ 公園に関する事。
- エ 建築指導に関する事。
- オ 景観に関する事。
- カ 交通に関する事。
- キ 住宅に関する事。

第 1 条中第 7 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 観光文化戦略部



ア 観光に関すること。

イ 文化に関すること(文化財の保護に関することを含む。)

ウ 彦根城の世界遺産登録の推進に関すること。

第1条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 人事部

ア 職員の人事に関すること。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 100 号

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年彦根市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 3 の項を 4 の項とし、2 の項の次に次のように加える。

3 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	---------------------------------------

別表第 2 の 1 の項中「生活保護関係情報」の次に「、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)」を加え、同表 2 の項および 3 の項中「または生活保護関係情報」を「、生活保護関係情報または外国人生活保護関係情報」に改め、同表に次のように加える。

4 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付もしくは障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による資金の貸付けに関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当
------	---------------------------------------	--

		等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)による養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報または中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費もしくは高額障害児通所給付費の支給または障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	児童福祉法による負担能力の認定または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)による給付の支給または実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	生活保護法による保護の決定および実施または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	公営住宅法(昭和 26 年法律第	外国人生活保護関係情報であって規則で定める

	193号)による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	もの
12 市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理もしくは家賃もしくは敷金の決定もしくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものまたは寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	介護保険法(平成9年法律第1	外国人生活保護関係情報であって規則で定める

	23号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	もの
21 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付もしくは子育てのための施設等利用給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
23 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3の1の項中「または生活保護関係情報」を「、生活保護関係情報または外国人生活保護関係情報」に改め、同項を同表2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
------	---------------------------------------	-------	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 101 号

彦根市職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市職員定数条例の一部を改正する条例

彦根市職員定数条例(昭和 32 年彦根市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「593 人」を「620 人」に改め、同項第 10 号中「1,606 人」を「1,633 人」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 102 号

彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(彦根市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の定年等に関する条例(昭和 58 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次および章名を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 定年制度(第 2 条―第 5 条)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制(第 6 条―第 11 条)

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制(第 12 条)

第 5 章 雑則(第 13 条)

付則

第 1 章 総則

第 1 条中「昭和 25 年法律第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項までおよび第 28 条の 3」を「第 22 条の 4 第 1 項および第 2 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項までならびに第 28 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60 年」を「65 年」に改め、同条ただし書および各号を削る。

第 4 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「そ

の職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項および次項において同じ。)(同条第1項または第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条および次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項または第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の理由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員および第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の理由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(彦根市立病院において医療業務に従事する医師および歯科医師が占める職を除く。)とする。

(1) 彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号)第11条第1項に規定する職



(2) 彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和41年彦根市条例第43号)第4条第1項に規定する職

(3) 彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成28年彦根市条例第6号)第4条第1項に規定する職

(4) 前3号に準ずる職として規則で定める職  
(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項および第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果または勤務の状況および職務経験等に基づき、降任または転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条および第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)および当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職または管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階または当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等および管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1

日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項またはこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力および当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職

を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、または当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、もしくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項もしくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、または前項もしくはこの項の規定により異動期間(前3項またはこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合および同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雑則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(定年に関する経過措置)」を付する。

付則に次の3項を加える。

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年彦根市条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条各号に掲げる職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次に規定する定年とする。

- (1) 令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員については、年齢65年とする。
- (2) 令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供および勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員および令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員を除く。)が年齢60年(令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員にあつては、年齢63年)に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの

期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年(令和 4 年改正条例による改正前の第 3 条第 2 号に掲げる職員にあっては、年齢 63 年)に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第 3 項および第 5 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 9 項を次のように改める。

9 地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第 2 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第 6 条の 2 を削る。

第 11 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 18 条第 1 項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第 1 号および同条第 5 項第 1 号中「場合は」を「場合には」に改める。

第 22 条第 2 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 3 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第 4 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 23 条第 1 項中「この条」を「この項から第 3 項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第 2 項第 1 号および第 2 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 24 条の 2 第 1 項中「第 12 条から」を「第 6 条第 1 項から第 8 項まで、第 12 条から」に、

「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 28 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 29 条第 5 項中「第 1 条の 2」を「第 3 条」に改め、同条第 6 項中「第 1 条の 2 第 1 項第 2 号」を「第 3 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 30 条第 1 項ただし書中「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項または第 28 条の 6 第 1 項もしくは第 2 項の規定により採用された」を「定年前再任用短時間勤務職員である」に改める。

付則第 19 項の前の見出しを「(定年引上げに伴う特例)」に改め、同項および付則第 20 項を次のように改める。

19 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が 60 歳(彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和 4 年彦根市条例第 号)第 1 条の規定による改正前の彦根市職員の定年等に関する条例(昭和 58 年彦根市条例第 3 号。次項第 2 号において「令和 4 年旧定年条例」という。))第 3 条第 2 号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63 歳)に達した日後における最初の 4 月 1 日(付則第 21 項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第 6 条第 1 項、第 2 項、第 4 項および第 5 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。)とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および常勤を要しない職員
- (2) 令和 4 年旧定年条例第 3 条第 1 号に掲げる職員に相当する職員
- (3) 彦根市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項または第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間(同項または同条第 2 項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第 6 条各号に掲げる職を占める職員
- (4) 彦根市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により勤務している職員(同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

付則に次の 5 項を加える。

21 地方公務員法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当

該他の職への降任等をされた日(以下この項および付則第 23 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第 19 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第 19 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第 19 項の適用を受ける職員に限り、付則第 21 項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 付則第 21 項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第 19 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 付則第 19 項から前項までに定めるもののほか、付則第 19 項の規定による給料月額、付則第 21 項の規定による給料その他付則第 19 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		225,200	271,100	324,400	405,200

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

別表第4備考(1)中「主任保育士」の次に「、副主任保育士」を加え、同表備考(3)中「勤務する課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査」の次に「、主務」を、「、副主査」の次に「、副主務、主任主事」を加え、同表備考(3)ただし書中「および副主査」を「、主務、副主査、副主務および主任主事」に改める。

別表第5の1の表2級の項を次のように改める。

2級	(1) 相当高度の知識または経験を必要とする主事または技師の職務 (2) 主任主事の職務
----	---

別表第5の1の表3級の項に次の1号を加える。

(3) 副主務の職務

別表第5の1の表4級の項に次の1号を加える。

(3) 主務の職務

別表第5の4の表2級の項に次の1号を加える。

(3) 主任主事の職務

別表第5の4の表3級の項を次のように改める。

3級	(1) 副主査の職務 (2) 副主務の職務
----	--------------------------

別表第5の4の表4級の項に次の2号を加える。

(6) 副主任保育士の職務

(7) 主務の職務

(彦根市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市職員の退職手当に関する条例(昭和29年彦根市条例第13号)の一部を次のように改正する。



第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「含む」の次に「。第10条第2項において「勤務日数」というを、「18日」の次に「(1月間の日数(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第5条第2項中「(前項)を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「定める額(以下)」の次に「この項および第5項において」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号および同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出しおよび同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項および第3項中「にあつては」を「には」に

改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第2項を削り、付則第3項を付則第2項とする。

付則第4項中「第5条の3まで」の次に「および付則第10項から第18項まで」を加え、「付則第4項」を「付則第3項」に改め、同項を付則第3項とする。

付則第5項中「第5条の2」の次に「および付則第13項」を加え、同項を付則第4項とする。

付則第6項中「第5条」の次に「または付則第11項」を加え、「付則第4項」を「付則第3項」に改め、同項を付則第5項とする。

付則第7項を付則第6項とし、付則第8項を付則第7項とし、付則第9項を付則第8項とする。

付則第10項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を付則第9項とする。

付則に次の9項を加える。

10 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳(彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年彦根市条例第号)第1条の規定による改正前の彦根市職員の定年等に関する条例(以下「令和4年旧定年条例」という。))第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者および同項または第4条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「、第5条または付則第10項」とする。

11 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳(令和4年旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者および同項または第5条第2項の規定に該当するものを除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「、第5条または付則第11項」とする。

12 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 令和4年旧定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員
- 13 彦根市職員の給与に関する条例付則第19項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 14 当分の間、第4条第1項第4号ならびに第5条第1項第3号、第6号および第7号に掲げる者に対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達したことにより退職することとなる日」とあるのは「定年(令和4年旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員および付則第12項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、令和4年旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては63歳とし、付則第12項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。)に達したことにより退職することとなる日」と、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(令和4年旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員および付則第12項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、令和4年旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては63歳とし、付則第12項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては市長が定める年齢とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 15 当分の間、第4条第1項第4号ならびに第5条第1項第3号、第6号および第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(市長が定める者を除く。)に対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「1年」とあるのは「0月」と、同条の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

令和4年旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員および付則第12項各号に掲げる職員以外の者	60歳
---	-----

令和4年旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員	63歳
付則第12項第1号に掲げる職員	65歳
付則第12項第2号に掲げる職員	市長が定める年齢

16 当分の間、第4条第1項第4号および第5条第1項(第1号および第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

17 当分の間、第5条第1項第2号および第4号に掲げる者であって付則第15項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「付則第15項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

18 当分の間、第5条第1項第2号および第4号に掲げる者であって付則第15項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例(令和元年彦根市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和 41 年彦根市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 21 条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項、第 28 条の 6 第 1 項もしくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第 6 条 彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 30 条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項、第 28 条の 6 第 1 項もしくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 7 条 彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「昭和 58 年彦根市条例第 3 号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 定年条例第 9 条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第 2 条の 3 第 2 号中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 10 条第 2 号中「彦根市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 定年条例第 9 条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第 17 条の表第 6 条第 9 項の項を削る。

第 21 条第 2 号および第 22 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時

間勤務職員等」に改める。

(彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 8 条 彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6 年彦根市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項または第 28 条の 6 第 1 項もしくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書および第 2 項ただし書、第 4 条第 2 項、第 12 条第 1 項第 1 号ならびに第 18 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(彦根市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 9 条 彦根市職員の分限に関する条例(昭和 26 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「反する休職」の次に「および降給」を加え、「理由」を「事由」に、「および休職」を「、休職および降給」に改める。

第 6 条を第 10 条とする。

第 5 条第 1 項中「禁こ刑」を「禁錮刑」に改め、同条を第 9 条とする。

第 4 条を第 8 条とする。

第 3 条第 1 項中「、休養」を「休養」に、「第 1 条の 2 第 1 項各号の一」を「第 3 条第 1 項各号のいずれか」に、「、必要」を「必要」に改め、同条第 2 項中「第 1 条の 2 第 2 項」を「第 3 条第 2 項」に、「同条同項」を「同項」に改め、同条第 3 項中「理由」を「事由」に改め、同条を第 7 条とする。

第 2 条の見出し中「降任、免職および休職」を「降任等」に改め、同条第 1 項中「または」を「もしくは」に改め、「休職する場合」の次に「または第 4 条第 2 号に該当するものとして職員を降格する場合」を加え、同条第 2 項中「または休職」を「、休職または降給」に改め、同条を第 6 条とする。

第 1 条の 2 の見出し中「理由」を「事由」に改め、同条第 1 項中「一」を「いずれか」に改め、同条を第 3 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(降格の事由)

第 4 条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲

げる事由に該当し、必要があると認める場合は、その意に反して、当該職員を降格することができる。

- (1) 職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかなき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(降号の事由)

第5条 任命権者は、職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、その意に反して、当該職員を降号することができる。

第1条の次に次の1条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)および降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)ならびに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

付則に次の2項を加える。

- 3 彦根市職員の給与に関する条例付則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「ならびに彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号)付則第19項の規定による降給とする」とする。

4 第6条第2項の規定は、彦根市職員の給与に関する条例付則第19項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部改正)

第10条 職員の懲戒の手續および効果に関する条例(昭和26年彦根市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条中「1日」を「、1日」に改め、「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を、「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料およびこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される彦根市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第11条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される彦根市職員の処遇等に関する条例(平成13年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「昭和58年彦根市条例第3号」の次に「。次号において「定年条例」という。」を加え、同項第5号中「第1条の2第1項」を「第3条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(彦根市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第12条 彦根市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年彦根市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(彦根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第13条 彦根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。



第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第14条 彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年彦根市条例第39号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「新条例第3条から第5条まで」を「彦根市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条までまたは付則第10項もしくは第11項」に、「新条例第3条から第5条の3まで」を「同条例第3条から第5条の3までおよび付則第10項から第18項まで」に改める。

付則第4項中「新条例第3条第1項」を「彦根市職員の退職手当に関する条例第3条第1項」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2および付則第13項」に改める。

付則第5項中「新条例第5条」を「彦根市職員の退職手当に関する条例第5条または付則第11項」に改める。

(彦根市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第15条 彦根市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年彦根市条例第36号)の一部を次のように改正する。

付則第12項中「付則第4項」を「付則第3項」に改める。

(彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第16条 彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年彦根市条例第22号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「新条例第2条の4」を「彦根市職員の退職手当に関する条例第2条の4」に、「付則第4項から第6項まで、付則第6項、付則第7項」を「付則第3項から第5項までの規定」に改め、「条例第21号付則第2項」の次に「の規定」を加え、「ならびに条例第36号付則第12項」を「の規定、条例第36号付則第12項の規定ならびに付則第6項および第7項」に改める。

(彦根市職員の再任用に関する条例の廃止)

第17条 彦根市職員の再任用に関する条例(平成12年彦根市条例第62号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条中彦根市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)ならびに同条例第10条第2項、第4項および第11項の改正規定ならびに同条例付則第10項の改正規定(「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。)ならびに付則第21項、第32

項および第 33 項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第 1 条の規定による改正前の彦根市職員の定年等に関する条例(昭和 58 年彦根市条例第 3 号。以下この項から付則第 5 項までにおいて「旧定年条例」という。)第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第 1 項の期限または同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の彦根市職員の定年等に関する条例(次項から付則第 20 項までにおいて「新定年条例」という。)第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日(施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日および令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年(新定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下この項から付則第 19 項までにおいて同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新定年条例第 3 条に規定する定年である職に限る。)およびこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新定年条例第 4 条第 1 項もしくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。)附則第 3 条第 5 項または前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、または転任することができない。
- 4 新定年条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、付則第 2 項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日(次

項から付則第 11 項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下この項から付則第 16 項までにおいて同じ。)(施行日以後に新たに設置された職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第 2 条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第 4 条第 1 項もしくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項または付則第 2 項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者(前 2 号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者
- (4) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者(前 3 号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和 3 年改正法による改正前の地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項または第 28 条の 6 第 1 項もしくは第 2 項の規定により採用することをいう。)または暫定再任用(令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項もしくは第 2 項または第 6 条第 1 項もしくは第 2 項の規定により採用することをいう。次項第 5 号において同じ。)をされたことがある者

6 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第 2 条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第 12 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者(前 3 号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者
- (5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該

退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

- 7 前2項の任期またはこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者またはこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この項から付則第20項までにおいて同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。付則第20項において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 前2項の場合においては、付則第7項から第9項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職および年齢)

13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職および年齢)

15 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

16 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職ならびに条例で定める者および職員)

17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(付則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この項から付則第19項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

19 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、付則第 17 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

20 任命権者は、基準日(令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日および令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)およびこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第 12 条に規定する年齢 60 年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新定年条例第 12 条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第 12 条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、または転任することができない。

(令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢)

21 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

(彦根市職員の給与に関する条例に関する経過措置)

22 第 2 条の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号。以下「新給与条例」という。)付則第 19 項から第 25 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項または第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

23 暫定再任用職員(令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項または第 2 項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項および次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される彦根市職員の給与に関する条例第 3 条に規定する給料表の定年前再任用短時

間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 5 条第 2 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 24 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6 年彦根市条例第 27 号)第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 25 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される彦根市職員の給与に関する条例第 3 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 5 条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第 8 条の規定による改正後の彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6 年彦根市条例第 27 号。付則第 36 項において「新勤務時間条例」という。)第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 26 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 11 条第 2 項、第 18 条第 3 項および第 28 条の規定を適用する。
- 27 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 22 条第 3 項および第 4 項ならびに第 30 条の規定を適用する。
- 28 新給与条例第 23 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和 4 年彦根市条例第 号)付則第 8 項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員」とする。
- 29 彦根市職員の給与に関する条例第 6 条第 1 項、第 4 項および第 6 項から第 8 項まで、第 12 条から第 14 条まで、第 14 条の 3 ならびに新給与条例第 6 条第 2 項、第 3 項および第 5 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 30 付則第 22 項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(彦根市職員の退職手当に関する条例に関する経過措置)

- 31 暫定再任用職員に対する第3条の規定による改正後の彦根市職員の退職手当に関する条例(昭和29年彦根市条例第13号。次項および第33項において「新退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。
- 32 新退職手当条例第2条第2項および第10条第2項の規定は、付則第1項ただし書に規定する施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 33 新退職手当条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

(彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例に関する経過措置)

- 34 彦根市水道事業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和41年彦根市条例第43号)第5条、第6条、第6条の3および第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例に関する経過措置)

- 35 彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成28年彦根市条例第6号)第5条、第6条、第8条および第22条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(彦根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関する経過措置)

- 36 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。



議案第 103 号

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和 32 年彦根市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 160」を「100 分の 165」に改める。

第 2 条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 165」を「100 分の 162.5」に改める。

(彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 160」を「100 分の 165」に改める。

第 4 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 165」を「100 分の 162.5」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条および第 4 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)および第 3 条の規定による改正後の彦根市病院事業管理者の給

与および旅費に関する条例(以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。

- 3 改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例または第3条の規定による改正前の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 104 号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 95」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 105」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 45」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 50」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500

5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300

38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	

71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			

	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第3および別表第4を次のように改める。

別表第3(第3条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	164,400	180,200	296,000	406,700
2	165,900	182,300	298,600	408,200	
3	167,400	184,400	301,400	409,700	
4	168,900	186,600	303,800	411,200	
5	170,500	188,600	306,300	412,600	
6	172,400	190,600	308,400	414,000	
7	174,200	192,700	310,700	415,500	
8	176,000	194,800	312,800	417,100	
9	177,700	197,000	314,900	418,500	
10	179,800	199,600	317,200	419,900	
11	181,800	202,200	319,600	421,300	
12	183,700	204,800	322,100	422,600	
13	185,600	207,400	324,500	423,900	
14	187,700	209,100	326,400	425,300	
15	189,800	210,700	328,300	426,700	
16	191,900	212,400	330,400	428,100	
17	194,100	214,200	332,200	429,300	
18	196,400	215,800	334,400	430,600	
19	198,900	217,500	336,500	431,800	
20	201,200	219,100	338,500	433,100	
21	203,600	220,900	340,600	434,200	
22	205,200	222,800	342,400	435,400	
23	206,900	224,700	344,200	436,700	
24	208,600	226,600	345,800	438,000	
25	210,100	228,100	347,500	439,300	
26	211,500	230,100	349,300	440,500	
27	213,100	232,100	351,200	441,500	
28	214,600	234,100	353,100	442,600	
29	216,300	235,900	354,900	443,800	
30	218,000	238,600	356,700	444,600	
31	219,700	241,300	358,400	445,400	



32	221,400	244,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	361,600	447,200
34	224,400	249,400	363,300	447,700
35	226,100	252,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	366,600	448,700
37	229,100	257,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	370,000	
39	232,500	261,900	371,300	
40	234,200	264,100	372,900	
41	235,800	266,600	374,000	
42	237,500	268,900	375,400	
43	239,100	271,100	376,800	
44	240,700	273,200	378,300	
45	242,300	275,300	379,700	
46	243,800	277,500	381,300	
47	245,100	279,600	382,900	
48	246,400	281,500	384,400	
49	247,500	283,800	385,800	
50	248,800	285,500	387,300	
51	250,200	287,400	388,800	
52	251,300	289,200	390,200	
53	252,400	290,600	391,400	
54	253,800	292,700	392,700	
55	254,800	294,700	393,800	
56	255,800	296,900	394,900	
57	257,000	298,900	396,300	
58	258,000	301,300	397,500	
59	259,100	303,500	398,700	
60	260,100	306,100	400,000	
61	261,300	308,300	401,200	
62	262,000	310,700	402,200	

63	262,900	313,000	403,600
64	263,500	315,200	404,900
65	264,500	317,300	406,100
66	265,900	319,100	407,200
67	267,000	320,700	408,400
68	268,300	322,300	409,500
69	269,800	324,200	410,500
70	271,300	326,300	411,700
71	272,600	328,400	412,900
72	274,000	330,400	414,100
73	274,800	332,500	414,700
74	275,800	334,600	415,500
75	277,000	336,800	416,200
76	278,000	339,000	416,700
77	279,200	340,700	417,000
78	280,200	342,600	417,400
79	281,400	344,300	417,800
80	282,300	346,100	418,200
81	283,500	347,900	418,500
82	284,300	349,700	418,900
83	285,300	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300

94	294,400	366,900
95	295,100	368,200
96	295,900	369,400
97	296,700	370,400
98	297,500	371,400
99	298,300	372,400
100	299,000	373,400
101	299,900	374,300
102	300,400	375,300
103	300,900	376,300
104	301,400	377,300
105	301,600	378,100
106	302,000	379,000
107	302,300	379,900
108	302,500	380,900
109	302,700	381,700
110	302,900	382,700
111	303,200	383,700
112	303,500	384,700
113	303,700	385,300
114	303,900	386,200
115	304,100	387,100
116	304,400	388,000
117	304,700	388,800
118	305,000	389,500
119	305,300	390,300
120	305,600	391,100
121	305,800	391,700
122	306,000	392,500
123	306,200	393,200
124	306,500	393,900

125	306,800	394,500
126		395,200
127		395,700
128		396,300
129		397,000
130		397,600
131		398,100
132		398,600
133		398,900
134		399,200
135		399,500
136		399,800
137		400,100
138		400,400
139		400,700
140		401,000
141		401,300
142		401,600
143		401,900
144		402,200
145		402,400
146		402,700
147		403,000
148		403,200
149		403,400
150		403,700
151		404,000
152		404,200
153		404,400
154		404,700
155		405,000
156		405,200

	157		405,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考

- この表は、小・中学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭および養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4(第3条関係)

幼児教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	164,100	212,900	257,900	278,600	319,200
	2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400
	3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700
	4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900
	5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100
	6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100
	7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300
	8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500
	9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400
	10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600
	11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600
	12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800
	13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600
	14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600
	15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600
	16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600
	17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300
18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300	

19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100
20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000
21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900
22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800
23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800
24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700
25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700
26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600
27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600
28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600
29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100
30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900
31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700
32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300
33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100
34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500
35	212,800	262,700	306,000	342,800	385,000
36	213,900	263,700	307,600	344,700	386,600
37	215,100	264,900	309,100	345,900	388,000
38	216,500	266,100	310,600	347,800	389,200
39	217,900	267,300	312,000	349,700	390,400
40	219,300	268,500	313,600	351,500	391,500
41	220,300	269,900	314,900	353,400	392,600
42	221,500	271,400	316,500	355,200	393,800
43	222,600	272,900	318,000	357,000	395,000
44	223,800	274,300	319,500	358,700	396,100
45	224,600	275,900	320,500	360,500	396,800
46	225,700	277,400	321,700	361,900	397,500
47	226,600	278,900	322,900	363,400	398,200
48	227,500	280,400	324,100	364,800	398,900
49	228,200	281,800	325,100	365,800	399,500
50	229,100	283,200	326,100	366,900	400,100
51	230,200	284,700	327,000	368,000	400,600

52	231,000	286,000	328,000	369,100	401,000
53	231,400	287,200	328,900	370,000	401,400
54	232,500	288,300	329,600	370,600	401,700
55	233,100	289,500	330,400	371,400	402,000
56	233,700	290,800	331,200	372,200	402,300
57	234,500	292,200	331,800	373,000	402,600
58	235,200	293,600	332,300	373,800	402,900
59	236,000	295,100	332,900	374,600	403,200
60	236,700	296,600	333,400	375,400	403,500
61	237,500	297,700	333,900	376,300	403,800
62	238,100	299,200	334,100	377,000	404,100
63	238,700	300,400	334,700	377,700	404,400
64	239,200	301,900	335,300	378,400	404,700
65	240,000	303,000	335,600	378,700	405,000
66	241,000	304,300	336,100	379,300	405,300
67	242,000	305,400	336,600	379,900	405,600
68	242,900	306,700	337,100	380,600	405,900
69	243,900	307,400	337,600	381,000	406,100
70	245,000	308,500	338,100	381,700	406,400
71	245,900	309,700	338,500	382,300	406,700
72	246,600	310,900	339,000	382,900	407,000
73	247,200	312,200	339,200	383,300	407,200
74	248,200	312,900	339,700	383,900	407,500
75	249,200	313,600	340,200	384,500	407,800
76	250,000	314,200	340,700	385,100	408,000
77	250,800	315,000	341,000	385,500	408,200
78	251,800	315,700	341,400	386,000	
79	252,700	316,400	341,900	386,500	
80	253,500	317,100	342,300	387,100	
81	254,400	317,400	342,500	387,600	
82	255,000	317,700	342,800	388,000	
83	255,800	318,300	343,300	388,400	
84	256,600	318,600	343,700	388,800	

85	257,200	319,000	344,000	389,000
86	258,000	319,300	344,300	389,200
87	258,700	319,700	344,800	389,500
88	259,600	320,000	345,200	389,800
89	260,200	320,500	345,500	390,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300
91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		
95	264,200	322,600		
96	264,900	323,000		
97	265,600	323,400		
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		
105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		



117	273,600	329,800			
118	273,900	330,100			
119	274,300	330,500			
120	274,700	330,900			
121	274,900	331,100			
122	275,100				
123	275,500				
124	275,800				
125	276,000				
126	276,300				
127	276,700				
128	277,100				
129	277,300				
130	277,700				
131	278,100				
132	278,400				
133	278,600				
134	278,900				
135	279,300				
136	279,600				
137	279,800				
138	280,100				
139	280,400				
140	280,700				
141	280,900				
142	281,100				
143	281,300				
144	281,600				
145	282,000				
146	282,200				
147	282,500				
148	282,800				
149	283,100				

	150	283,300				
	151	283,600				
	152	283,800				
	153	284,100				
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

備考 この表の適用を受ける職員は、次のとおりとする。

- (1) 保育園に勤務する園長、主任保育士、主査、副主査および保育士
- (2) 幼稚園に勤務する園長、主任教諭、主査、副主査および教諭
- (3) 子ども未来部に勤務する課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、副主査、保育士および教諭。ただし、課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査および副主査は、幼児教育に従事する職員に限る。

第2条 彦根市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年彦根市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第2項中「100分の120」とあるのは「」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の162.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の167.5」を加える。

第4条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定および第3条の規定による改正後の彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の彦根市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第3条の規定による改正前の彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 105 号

彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のよう  
に改正する。

第 1 条中「博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 18 条の規定に基づ  
き、」を「市民の教育、学術および文化の発展等に寄与するため、博物館法(昭和 26 年法律第 2  
85 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する公立博物館として」に改める。

第 4 条中第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の  
1 号を加える。

(8) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成および研修を行うこと。

第 4 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次  
の 1 号を加える。

(2) 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

第 13 条第 1 項中「第 20 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 106 号

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例(平成 24 年彦根市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「9 歳」を「12 歳」に改める。

第 8 条の見出し中「9 歳」を「12 歳」に改め、同条第 1 項中「9 歳に」を「12 歳に」に、「9 歳以下助成対象者」を「12 歳以下助成対象者」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「9 歳以下助成対象者」を「12 歳以下助成対象者」に改める。

第 9 条第 2 項中「9 歳以下助成対象者」を「12 歳以下助成対象者」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 107 号

彦根市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市公園条例の一部を改正する条例

彦根市公園条例(昭和 54 年彦根市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

多目的 競技場	早朝	6 時から 8 時まで	830 円
	午前	8 時から 12 時 30 分まで	2,930 円
	午後	12 時 30 分から 17 時まで	3,870 円
	前夜	17 時から 19 時 30 分まで	1,560 円
	後夜	19 時 30 分から 21 時 30 分まで	1,560 円
多目的 グラウ ンド	早朝	6 時から 8 時まで	790 円
	午前	8 時から 12 時 30 分まで	2,760 円
	午後	12 時 30 分から 17 時まで	3,630 円
	前夜	17 時から 19 時 30 分まで	1,470 円

多目的 競技場	1 時間当 り(平日)	6 時 30 分から 21 時 30 分まで	2,000 円
	1 時間当 り(平日以 外)	6 時 30 分から 21 時 30 分まで	4,000 円
多目的 グラウ ンド	1 時間当 り	6 時 30 分から 19 時 30 分まで	700 円

備考中第 4 項を第 5 項とし、第 1 項から第 3 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表備考に第 1 項と

して次の 1 項を加える。

- 1 この表において、「平日」とは、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く日をいう。

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 108 号

彦根市荒神山自然の家の指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市荒神山自然の家の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市荒神山自然の家の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和  
22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 彦根市荒神山自然の家
- (2) 所在地 彦根市日夏町 4794 番地 1

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 高木・技研特別共同体
- (2) 代表者 株式会社高木造園 代表取締役 高 木 淳 一
- (3) 所在地 彦根市長曾根南町 478 番地

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで



議案第 109 号

彦根市ふたばデイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市ふたばデイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市ふたばデイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

(1) 名 称 彦根市ふたばデイサービスセンター

(2) 所在地 彦根市金剛寺町 95 番地 1

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

(1) 名 称 医療法人友仁会

(2) 代表者 理事長 矩 照 幸

(3) 所在地 彦根市竹ヶ鼻町 80 番地

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 110 号

彦根市中老人福祉センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市中老人福祉センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市中老人福祉センターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法  
(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

(1) 名 称 彦根市中老人福祉センター

(2) 所在地 彦根市開出今町 1361 番地 1

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

(1) 名 称 公益社団法人彦根市シルバー人材センター

(2) 代表者 理事長 高 橋 貞 夫

(3) 所在地 彦根市開出今町 1419 番地

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 111 号

いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、大手前駐車場、本町駐車場、松原水泳場駐車場および京橋口駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、大手前駐車場、本町駐車場、松原水泳場駐車場および京橋口駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、大手前駐車場、本町駐車場、松原水泳場駐車場および京橋口駐車場の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称	所 在 地
いろは松駐車場	彦根市尾末町 1 番 51 号
二の丸駐車場	彦根市金亀町 4 番 33 号
桜場駐車場	彦根市金亀町 3 番 28 号
大手前駐車場	彦根市金亀町 17 番地地先
本町駐車場	彦根市本町二丁目 19 番地 1
松原水泳場駐車場	彦根市松原町 515 番地 8
京橋口駐車場	彦根市本町二丁目 1 番 45 号

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 公益社団法人彦根観光協会
- (2) 代表者 会長 一 円 泰 成
- (3) 所在地 彦根市本町一丁目 12 番 5 号

### 3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 112 号

損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

損害賠償の額の決定につき議決を求めることについて

下記のとおり法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

- (1) 所在地 彦根市正法寺町 606 番地 9
- (2) 名 称 有限会社淡水技研
- (3) 代表者 代表取締役 北 村 敏 彦

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 3,143,696 円を支払う。

3 事案の概要

令和 4 年 2 月 10 日付け R3 八坂町ほか現地測量調査委託業務に係る契約について、当該契約の入札に係る設計図書の一部に誤りがあることが判明したことに伴い同年 3 月 28 日付けで当該契約を解除したことにより、相手方に損害が生じたもの

報告第 28 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 9 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)9 月 30 日

彦根市長 和田 裕 行

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○○○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)36,740 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,483 円の計 39,223 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の 2 人の子は、彦根市立小学校および中学校に通学しており、彦根市は、当該小学校および中学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の 2 人の子が通学している彦根市立小学校および中学校において学校給食を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和4年8月22日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和4年9月6日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

## 5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。



報告第 29 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 10 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)9 月 30 日

彦根市長 和田 裕 行

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)38,140 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,483 円の計 40,623 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立小学校に通学しており、彦根市は、当該小学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の子が通学している彦根市立小学校において学校給食を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和4年8月22日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和4年8月28日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

## 5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 30 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 11 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)9 月 30 日

彦根市長 和田 裕 行

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○○○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)36,440 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,483 円の計 38,923 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の 2 人の子は、彦根市立小学校および中学校に通学しており、彦根市は、当該小学校および中学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の 2 人の子が通学している彦根市立小学校および中学校において学校給食を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和4年8月22日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和4年9月7日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

## 5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 31 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 12 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)9 月 30 日

彦根市長 和田 裕 行

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)53,100 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,483 円の計 55,583 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立中学校に通学しており、彦根市は、当該中学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の子が通学している彦根市立中学校において学校給食を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。



彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和4年8月22日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和4年8月28日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

## 5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 32 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 13 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)9 月 30 日

彦根市長 和田 裕 行

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)40,590 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,483 円の計 43,073 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立小学校に通学しており、彦根市は、当該小学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の子が通学している彦根市立小学校において学校給食を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和4年8月22日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和4年8月29日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

## 5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 33 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 14 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)10 月 18 日

彦根市長 和田 裕 行

1 損害賠償の相手方

- (1) 住 所 ○○○○○○○○○○○○
- (2) 名 称 西今町第一区自治会
- (3) 代表者 自治会長 尾 本 吉 伸

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 36,575 円を支払う。

3 事案の概要

令和 4 年 8 月 23 日午後 1 時 31 分頃、彦根市西今町 339 番地 22 地先のごみ集積所において、公用車が前進して停車しようとしたところ、先に職員が開けたごみ集積かごの扉に接触したことにより、当該集積かごが損傷したもの

報告第 34 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

## 専決第 15 号

### 損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)10 月 21 日

彦根市長 和田 裕 行

#### 1 損害賠償の相手方

- (1) 住所 大津市打出浜 14 番 15 号
- (2) 氏名 歳入徴収官 滋賀労働局長 小 島 裕

#### 2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 220,376 円を支払う。

#### 3 事案の概要

平成 30 年 6 月 4 日に彦根市立〇〇小学校において発生した事故に係る大津地方裁判所〇〇〇年(〇)第〇号損害賠償請求事件の原告に相手方が支払った労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に基づく労災保険給付について、当該事件における和解を踏まえ、当該事故が同法第 12 条の 4 第 1 項に規定する第三者の行為によって生じた場合に該当するものとして、相手方の損害を賠償するもの(令和 4 年議案第 44 号に係る事案の労災保険給付)



報告第 35 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 16 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)10 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○○○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)36,740 円ならびに支払督促の申立てに係る手続費用および督促異議の申立て後の申立手数料等(以下「訴訟費用」という。)4,166 円の計 40,906 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の 2 人の子は、彦根市立小学校および中学校に通学しており、彦根市は、当該小学校および中学校において、学校給食を実施した。

4 和解の理由

相手方が滞納している給食費徴収金の支払義務を承認し、当該給食費徴収金および訴訟費用

を一括して確実に支払う意思を示したため

5 和解の内容

- (1) 相手方は、彦根市に対し、給食費徴収金 36,740 円および訴訟費用 4,166 円の計 40,906 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、彦根市に対し、前号の金員を、令和 4 年 12 月 9 日限り、彦根市学校給食センターに持参して支払う。
- (3) 相手方が前号の支払を怠ったときは、相手方は、彦根市に対し、第 1 号の金員から既払額を控除した残額およびこれに対する令和 4 年 12 月 10 日から支払済みまで、年 3 パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (4) 彦根市は、その余の請求を放棄する。
- (5) 彦根市および相手方は、彦根市と相手方との間には、本件に関し、この項に定める内容のほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第 1 号の訴訟費用 4,166 円を除き、各自の負担とする。

報告第 36 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 17 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)10 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)38,140 円ならびに支払督促の申立てに係る手続費用および督促異議の申立て後の申立手数料等(以下「訴訟費用」という。)4,166 円の計 42,306 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立小学校に通学しており、彦根市は、当該小学校において、学校給食を実施した。

4 和解の理由

相手方が滞納している給食費徴収金の支払義務を承認し、当該給食費徴収金および訴訟費用

を一括して確実に支払う意思を示したため

5 和解の内容

- (1) 相手方は、彦根市に対し、給食費徴収金 38,140 円および訴訟費用 4,166 円の計 42,306 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、彦根市に対し、前号の金員を、令和 4 年 11 月 9 日限り、彦根市学校給食センターに持参して支払う。
- (3) 相手方が前号の支払を怠ったときは、相手方は、彦根市に対し、第 1 号の金員から既払額を控除した残額およびこれに対する令和 4 年 11 月 10 日から支払済みまで、年 3 パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (4) 彦根市は、その余の請求を放棄する。
- (5) 彦根市および相手方は、彦根市と相手方との間には、本件に関し、この項に定める内容のほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第 1 号の訴訟費用 4,166 円を除き、各自の負担とする。

報告第 37 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)11 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 18 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)10 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)40,590 円ならびに支払督促の申立てに係る手続費用および督促異議の申立て後の申立手数料等(以下「訴訟費用」という。)4,166 円の計 44,756 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立小学校に通学しており、彦根市は、当該小学校において、学校給食を実施した。

4 和解の理由

相手方が滞納している給食費徴収金の支払義務を承認し、当該給食費徴収金および訴訟費用



を分割して確実に支払う意思を示したため

## 5 和解の内容

- (1) 相手方は、彦根市に対し、給食費徴収金 40,590 円および訴訟費用 4,166 円の計 44,756 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、彦根市に対し、前号の金員を、次のとおり分割して、アの分割金については彦根市学校給食センターに持参して、イおよびウの分割金については彦根市から交付を受けた納付書を使用して彦根市の指定する口座に振り込んでそれぞれ支払う。
  - ア 令和 4 年 11 月 26 日限り 4,166 円
  - イ 令和 4 年 12 月から令和 5 年 4 月まで毎月 26 日限り 7,000 円ずつ(計 5 回)
  - ウ 令和 5 年 5 月 26 日限り 5,590 円
- (3) 相手方が前号の分割金の支払を 2 回以上怠り、その額が 14,000 円に達したときは、当然に同号の期限の利益を失い、相手方は、彦根市に対し、第 1 号の金員から既払額を控除した残額およびこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで、年 3 パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (4) 彦根市は、その余の請求を放棄する。
- (5) 彦根市および相手方は、彦根市と相手方との間には、本件に関し、この項に定める内容のほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第 1 号の訴訟費用 4,166 円を除き、各自の負担とする。